

瀬戸市勤労青少年ホームの設置および管理に関する条例を廃止する条例
をここに公布する。

令和4年12月20日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第37号

瀬戸市勤労青少年ホームの設置および管理に関する条例を廃止する
条例

瀬戸市勤労青少年ホームの設置および管理に関する条例（昭和48年瀬
戸市条例第18号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の瀬戸市勤労青少年ホ
ームの設置および管理に関する条例第11条に規定する建物その他の物
件を損傷し、又は滅失した利用者に係る損害の賠償に関しては、同条の
規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。